

中部運輸局自動車交通部

令和5年2月22日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官  
 藪田、安田 TEL 052-952-8082  
中部運輸局 福井運輸支局 輸送・監査担当  
 下平、浅沼 TEL 0776-34-1602

同時発表：福井県政記者クラブ

乗合バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して、車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：京福バス 株式会社（代表取締役社長 岩本 裕夫）

住所：福井県福井市日之出5丁目3-30

営業所：福井営業所（住所地に同じ）

坂井営業所（福井県あわら市国影36字106番地）

丸岡営業所（福井県坂井市丸岡町西里丸岡第12号9番地3）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和5年2月22日

20日車（1両×20日間）福井営業所

10日車（1両×10日車）坂井営業所

10日車（1両×10日車）丸岡営業所

処分内容：①事業用自動車の車両使用停止

②文書警告

3. 監査端緒

令和4年5月5日、運行管理者がアルコール検知器を用いずに点呼を実施したとの報告を受けたこと及び令和4年9月13日、福井営業所が運行する福井市コミュニティバスOKABOコシヒカリの里号（北回り系統）において、運行経路を誤ったとの報告を受けたため、当該各営業所に対し、監査を実施したものの。

#### 4. 主な違反内容及び違反条項

※(1)～(3)に関しては、1. 記載の全営業所に係るもの。

(4)に関しては、福井営業所のみに係るもの。

(1) 点呼の実施が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)

(2) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

(3) 業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)

(4) 事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。

(道路運送法第16条第1項)

#### 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 4点
- ・当該事業者の累積違反点数 10点